

(2023年1月4日から事業開始)

社会福祉法人斜里町社会福祉協議会

# 福祉車両 レンタル します!



## だれが利用できるの?

町民で、車いすを使用しなければ移動ができない方で、運転者を確保できる方です。

## どんなときに利用できるの?

病院の入退院や福祉施設の入退所の時に利用できます。

## 運転者は?

ご利用する方の家族や親族などで自動車運転免許を取得してから、1年以上の運転経験がある21歳以上の方で、乗降装置を操作できる方です。

## 料金はどのくらい?

利用料は無料です。

※ 利用時に使用した燃料は、返却時に補給して下さい。また、駐車料金等の必要経費は利用者の負担となります。

## 利用方法は?

利用する日の30日前から3日前までに本会へお申し込みください。

※ 必要書類：自動車運転免許証・利用者の身体状況がわかる書類（介護保険証等）

## 利用期間・範囲は?

期間は、原則1日間となります。

範囲は、町内を出発地とした片道100km圏域となります。

## 貸出車両は?

ホンダ ステップワゴン 7人乗り

※車いす乗車時6人又は5人乗り

※ 車いすのタイプ（リクライニング式など）や利用者の状態によっては、乗車が難しい場合があります。

## 車いす対応の装置の使い方は?

車両貸出時には、実際に装置を使用しながら説明をさせていただきます。

【主な手順】

- ①テールゲートを開け、スロープを引き出します。
- ②ウインチベルトを引き出します。
- ③電動ウインチで車いすを乗入れます。
- ④車内で停止し、車いすを固定します。
- ⑤3点式シートベルトを着用します。
- ⑥スロープを戻し、テールゲートを閉めます。

※ 詳しい操作方法は、HONDAホームページの福祉車両操作手順をご確認ください。

※レンタルに関する詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

社会福祉法人斜里町社会福祉協議会

斜里郡斜里町文光町52番地17(斜里町老人福祉センター内)

TEL:0152-23-4704 FAX:0152-23-5113

e-mail:shakyo4704@crux.ocn.ne.jp

